毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目　次

ページ

選挙管理委員会告示

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理する者の選任（一四一）……1

○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理する者の選任（一四二）……2

○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務を代理する者の選任（一四三）……2

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時（一四四）……2

○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時（一四五）……2

○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時（一四六）……2

○衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時（一四七）……2

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時（一四八）……3

○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時（一四九）……3

○衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時（一五〇）……3

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額（一五一）……3

○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（一五二）……3

○各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（一五三）……3

選挙長告示

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所（第一区・一）…4

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時（第一区・二）……4

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所（第二区・一）…4

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時（第二区・二）……4

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所（第三区・一）…4

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時（第三区・二）……4

選挙分会長告示

○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所（一）……5

○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時（一）……5

審査分会長告示

○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長の事務を行う場所（一）……5

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百四十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成十五年十月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長　加　藤　堯

一　秋田県第一区

㈠　選挙長

秋田市泉中央四丁目二十一番二十号　加　藤　堯

㈡　選挙長の職務を代理すべき者

秋田市川尻総社町十五番二十号　小野地　隆　則

二　秋田県第二区

㈠　選挙長

秋田市大町四丁目三番四十四号　田　中　伸　一

㈡　選挙長の職務を代理すべき者

秋田市泉一ノ坪六番十二号　石　崎　英　一

三　秋田県第三区

(一)　選挙長　鷲尾　絢
能代市鰄渕字一本柳百九番地二
(二)　選挙長の職務を代理すべき者　東海林　文和
秋田市旭川新藤田西町八番五十二号

秋選管告示第百四十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、平成十五年十一月九日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成十五年十月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長　加藤　堯

一　選挙分会長　小野康雄
秋田市山王六丁目十九番十号
二　選挙分会長の職務を代理すべき者　戸嶋明
秋田市桜台二丁目八番三号

秋選管告示第百四十三号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第二十七条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十六条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、平成十五年十一月九日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成十五年十月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長　加藤　堯

一　審査分会長　岩本孝一
秋田市八橋イサノ一丁目六番十号
二　審査分会長の職務を代理すべき者　出雲隆志
秋田市八橋大沼町十番二十六号

秋選管告示第百四十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条及び第七十八条の規定により、平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の開催場所及び日時を次のとおり定める。

平成十五年十月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長　加藤　堯

一　場所　秋田市山王四丁目一番一号　秋田県庁特別会議室
二　日時　平成十五年十一月十二日　午前十時三十分

秋選管告示第百四十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条及び第七十八条の規定により、平成十五年十一月九日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の開催場所及び日時を次のとおり定める。

平成十五年十月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長　加藤　堯

一　場所　秋田市山王四丁目一番一号　秋田県庁特別会議室
二　日時　平成十五年十一月十二日　午前十時三十分

秋選管告示第百四十六号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第二十七条第五項及び第三十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、平成十五年十一月九日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の開催場所及び日時を次のとおり定める。

平成十五年十月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長　加藤　堯

一　場所　秋田市山王四丁目一番一号　秋田県庁特別会議室
二　日時　平成十五年十一月十二日　午前十時五十分

秋選管告示第百四十七号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定により、平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十五年十月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長　加藤　堯

一　場所　秋田市山王四丁目一番一号　秋田県選挙管理委員会事務室
二　日時　平成十五年十月二十八日　午後五時三十分

秋選管告示第百四十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十九条第五項の規定により、平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十五年十月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長　加　藤　堯

一　場所　秋田市山王四丁目一番一号　秋田県選挙管理委員会事務室

二　日時　平成十五年十月二十九日　午前十時三十分

秋選管告示第百四十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十九条第五項の規定により、平成十五年十一月九日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十五年十月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長　加　藤　堯

一　場所　秋田市山王四丁目一番一号　秋田県選挙管理委員会事務室

二　日時　平成十五年十月三十一日　午後六時三十分

秋選管告示第百五十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十五条第三項の規定により、平成十五年十一月九日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十五年十月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長　加　藤　堯

一　場所　秋田市山王四丁目一番一号　秋田県選挙管理委員会事務室

二　日時　平成十五年十月二十八日　午後七時

秋選管告示第百五十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条第一項及び同条第二項並びに公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百二十七条第一項の規定により、平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成十五年十月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長　加　藤　堯

一　秋田県第一区　候補者一人につき　二三、一三八、二〇〇円

二　秋田県第二区　候補者一人につき　二三、八四五、三〇〇円

三　秋田県第三区　候補者一人につき　二四、八二〇、八〇〇円

秋選管告示第百五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じた数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十五年十月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長　加　藤　堯

一　五十分の一の数　一九、三三九

二　三分の一の数　二二七、八二四

秋選管告示第百五十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じた数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十五年十月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長　加　藤　堯

選挙区の別

秋田市	八四、五一四
能代市	一四、七六三
横手市	一〇、九三八
大館市	一八、一八一
本荘市	一二、一五〇
男鹿市	八、四二九
湯沢市	九、三九五
大曲市	一〇、六八四
鹿角市鹿角郡	一二、六七八

北秋田郡　一八、〇九八
山本郡　一三、四一二
南秋田郡　一九、八九二
河辺郡　五、二二二
由利郡　二〇、九二五
仙北郡　三一、八六四
平鹿郡　一八、五七七
雄勝郡　一二、五九七

選挙長告示

第一区選挙長告示第一号

公職選挙法執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）第四条の二の規定により、平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりとする。

平成十五年十月二十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第一区選挙長　加　藤　堯

一　平成十五年十月二十八日正午前
　秋田市山王四丁目一番一号　秋田県庁正庁
二　平成十五年十月二十八日正午以後
　秋田市山王四丁目一番一号　秋田県選挙管理委員会事務室

第一区選挙長告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十五年十月二十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第一区選挙長　加　藤　堯

一　場所　秋田市山王四丁目一番一号　秋田県選挙管理委員会事務室
二　日時　平成十五年十一月七日　午前八時三十分

第二区選挙長告示第一号

公職選挙法執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）第四条の二の規定により、平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりとする。

平成十五年十月二十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第二区選挙長　田　中　伸　一

一　平成十五年十月二十八日正午前
　秋田市山王四丁目一番一号　秋田県庁正庁
二　平成十五年十月二十八日正午以後
　秋田市山王四丁目一番一号　秋田県選挙管理委員会事務室

第二区選挙長告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十五年十月二十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第二区選挙長　田　中　伸　一

一　場所　秋田市山王四丁目一番一号　秋田県選挙管理委員会事務室
二　日時　平成十五年十一月七日　午前八時三十分

第三区選挙長告示第一号

公職選挙法執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）第四条の二の規定により、平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりとする。

平成十五年十月二十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第三区選挙長　鷲　尾　絢

一　平成十五年十月二十八日正午前
　秋田市山王四丁目一番一号　秋田県庁正庁
二　平成十五年十月二十八日正午以後
　秋田市山王四丁目一番一号　秋田県選挙管理委員会事務室

第三区選挙長告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十五年十月二十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第三区選挙長　鷲　尾　絢

一　場所　秋田市山王四丁目一番一号　秋田県選挙管理委員会事務室

二　日時　平成十五年十一月七日　午前八時三十分

選挙分会長告示

選挙分会長告示第一号

公職選挙法執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）第四条の二の規定により、平成十五年十一月九日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所は、次のとおりとする。

平成十五年十月二十八日

衆議院比例代表選出議員選挙秋田県選挙分会長　小　野　康　雄

秋田市山王四丁目一番一号　秋田県選挙管理委員会事務室

選挙分会長告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、平成十五年十一月九日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十五年十月二十八日

衆議院比例代表選出議員選挙秋田県選挙分会長　小　野　康　雄

一　場所　秋田市山王四丁目一番一号　秋田県選挙管理委員会事務室

二　日時　平成十五年十一月七日　午前八時三十分

審査分会長告示

審査分会長告示第一号

最高裁判所裁判官国民審査執行規程第五条において準用する公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）第四条の二の規定により、平成十五年十一月九日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長の事務を行う場所は、次のとおりとする。

平成十五年十月二十八日

最高裁判所裁判官国民審査秋田県審査分会長　岩　本　孝　一

秋田市山王四丁目一番一号　秋田県選挙管理委員会事務室

発行者　秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金　一月三千五百円

印刷所
印刷者
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社　松原印刷社
電話(862)八七六六　FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原　繁雄

R100
古紙配合率100%